令和６年２月22日
事　務　連　絡

労働保険未手続事業一掃業務実施組合各位

（一社）全国労働保険事務組合連合会愛知支部

今年度の推進員証取扱について

労働保険未手続事業一掃業務は今年度３月末日をもって３か年契約を終了いたしますので、現時点以降の新規および辞退の受付は終了致します。
３月中に次年度以降の推進員継続意思確認の文書を出す予定です。継続の場合は推進員番号もそのまま継続となります。
推進員継続、辞退に係わらず現行の推進員証はすべて回収致しますのでお手元にご用意下さい。

今年度の年度末までの締切日は下記の通りです。
労働局提供の事業場票は２月２２日が最終期限です。これ以降に活動継続希望の推進員は基本的に３月末までに活動を終了していただき、一旦結果報告をお願い致します。
なお１月・２月分の申請活動費は３月中に、３月分申請活動費は４月にお振込みとなります。今年度の収支をできるだけ３月中に済ませたいとお考えの事務組合は、２月分までにできるだけ申請していただくことをお勧めします。

提出月	愛知支部締切日
２月分	令和６年３月５日(火)
３月分(年度末)	**一次締切令和６年３月２７日**　最終締切令和６年４月１日(月)午前必着

※労働局提供の事業場票　２月２２日（木）締切

◎可能であれば３/２７までにご提出ください。本部締め切りが 4/3 のため、４/１以降にご提出されると受付できませんのでご注意ください。なお、添付書類がそろわない等の遅れは予めご連絡いただければ対処します。昨今の郵便事情を鑑みて、３月最終週の発送はレターパックなどの翌日に配達される手段、あるいは事務局持ち込みでご提出ください。
◎推進員証の有効期限が３月２９日となっておりますので、調査説明費も最終日は３月２９日までとなります。

特別加入手続の活動費について
労働保険の成立と特別加入の手続きは同じ年度内でないと両方の申請はできません。
労災保険の成立をした上で特別加入手続活動費の申請が可能になりますので、３月中の特別加入手続活動費のみの申請もできませんのでご注意ください。